

# くらしの情報

## 問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

## 健康・子育て

みんなで元気になろうや！講座  
高血圧とはどんな病気？



高血圧は脳梗塞や虚血性心疾患、慢性腎臓病などの原因になります。高血圧とはどんな病気なのか、予防のためのポイントなどを学びます。

▽とき 2月27日(金)・午前9時30分(9時15分から受け付け)午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 高血圧の話、減塩食の試食

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具

▽申し込み 2月20日(木)までに、

健康づくり係(☎223-3533)へ

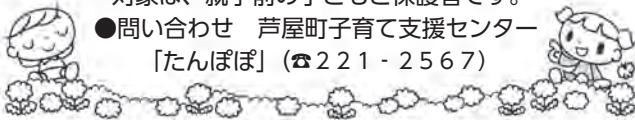
## 新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種の期間延長

現在、新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始分の接種を、期間を延長して行っています。接種券を持っている人で接種を希望する人は、予約のうえ接種することができます。

## たんぼぼコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター  
「たんぼぼ」(☎221-2567)



### ♥豆まき (20組限定)

▷とき 2月1日(金)・午前10時～11時

※1月25日(金)から予約開始

### ♥にこにこ絵本

▷とき 2月5日(木)・午前11時～11時30分

### ♥親子教室「音楽DEことば遊び」(10組限定)

▷とき 2月9日(金)・午前10時～11時

※2月2日(金)から予約開始

### みんな来てね、出前たんぼぼ広場

▷とき 2月21日(木)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室



※絵本やおもちゃを用意して  
待っています。



2月の日曜開館日 4日・18日

### ♥絵本タイム

▷とき 2月16日(金)・午前11時～11時30分

### ♥育児相談

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 2月7日(金)・午前10時～正午

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

▷問い合わせ 健康づくり係(☎223-3533)

### 【離乳食の日】(5組限定)

栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 2月13日(木)・午前10時30分～11時30分

※2月6日(金)から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

### 【たんぼぼ相談】保健師・栄養士による相談

2月の相談はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、3月12日(木)です。

す。紛失などにより接種券を持っていない場合は再発行しますので、コールセンターに問い合わせてください。

▽とき 1月下旬～3月中旬

※詳しい日程はホームページを見るかコールセンターに問い合わせください。

▽ところ 芦屋中央病院

※ワクチン接種のための巡回バスの運行はありません。

▽対象 1、2回目の接種が完了した12歳以上の人

※令和5年9月23日～

12月23日に接種した人は接種できません。

▽予約 町ホームページまたはコールセンター

▽問い合わせ コールセンター(☎223・3008)



町ホームページ

### ぱくぱく料理教室 離乳食・幼児食作り体験

大人の食事を作りながら、子どもの年齢に合わせた取り分け離乳食・幼児食作りを学びます。託児がありますので、ママ・パパたちとゆつくり料理を楽しみましょう。調理実習後は子どもと一緒に楽しいラ



ンチタイムです。  
※1歳6カ月未満用の離乳食は保護者の試食のみです。  
▽とき 3月1日(金)・午前9時15分(9時から受け付け)～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる就学前の子どもと保護者

▽定員 8組

▽参加費 大人400円、食事をする子ども150円

▽持つてくるもの エプロン、三角巾(貸し出しあり)

▽申し込み 2月26日(月)までに、2次元コードから。または健康づくり係(☎223・3533)へ



申し込みフォーム

### 令和6年度児童生徒就学援助 新入学学用品費の入学前支給

経済的な理由で小中学校への就学が困難な世帯に、学用品費や給食費、修学旅行費などを助成します。

このうち、入学前(3月中旬～下旬)に新入学学用品費の支給を希望する人は、次の申



請期限までに申請してください。

▽申請期限 2月20日(日)

※申請期限後も、4月末までに申請し、認定された人には就学援助費振込時(7月末～8月上旬)に新入学学用品費を含めて支給します。

▽対象 世帯全員の所得などが一定の基準以下の世帯であり、次の①～④の全てを満たす人

① 児童生徒が令和6年4月に芦屋町立小中学校に入学予定の人

② 就学援助の要件に該当する人

③ 申請時に芦屋町に居住している人(令和6年3月末以前に町外に転出する人を除く)

④ 生活保護を受けていない人

※入学前支給を受けた後、転出などにより対象から外れた場合は、返還してもらいます。

▽提出書類 申請書と手引きは、学校教育課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽申し込み 学校教育係(☎223・3547)

## 相談

### 無料法律相談

▽とき 2月20日(日)・午後1時30分～4時30分

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(先着順)

▽受け付け 2月1日(日)から、庶務係(☎223・3572)へ

※相談時間は1人約30分です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じた、契約書などの関係書類(写しでも可)を持参してください。

※1つの相談に対し1回まで。また、複数人での申し込みはできません。



### 人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

#### 【定例相談】

◎2月8日(日) 橋本 求相談員

◎2月22日(日) 土肥 孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎223・3203)

◎土肥相談員(浜口町4番12号 ☎222・0044)



# 募集

## 会計年度任用職員募集

■デザイナー業務（企画政策課）

▽任期 4月1日

～令和7年3月

31日

▽募集人数 1人

▽業務内容 デザ

イナー業務（イ

ラストレーターの操作ができる

人）、ふるさと納税などに関する

業務



▽勤務時間 午前8時30分～午後

5時15分（休憩60分）

▽勤務形態 週3日程度（土日祝

日休み。年156日勤務）

▽報酬 月額8819円

▽保険 社会保険、雇用保険

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申込期限 2月21日（月）午後5

時15分（必着）

▽申し込み 申込書に必要事項を

記入のうえ、人事係（☎223

・3574）へ提出

※申込書は、総務課窓口にあります。

また、町のホームページか

らダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する

欠格条項に該当する人は応募できません。

※会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定（守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など）が原則適用となります。

## 映画「オレンジ・ランプ」 無料上映会

日本の高齢化は進行しており、認知症は誰もがなりうる身近な病気となっています。認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を作っていくことが重要です。認知症に対する正しい理解を深めるため、認知症に関する映画の無料上映会を行います。映画は、昨年度、町長と対談をした若年性認知症の丹野智文さんの実話に基づいた話です。映画をとおして、認知症のことを一緒に学んでみませんか。

▽とき 2月23日（金）午前10時（9時から開場）～正午

▽ところ 町民会館大ホール

▽内容 【映画】オレンジ・ランプ

▽キャスト 貫地谷しほり、和田

正人ほか

▽定員 100人

▽参加費 無料

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎

223・3536）

## 二島郵便局と災害発生時の 協力に関する協定を結びました

令和5年12月1日に芦屋町と日本郵便株式会社（二島郵便局、芦屋町内郵便局）との間で、町内で災害が発生した際に、相互に協力して災害時に必要な対応を円滑に行えるよう、協定を結びました。

- ▷協定項目（一部を要約）
- ・緊急車両などの車両の提供
  - ・被災者の避難所開設状況や被災者の同意の上で作成した避難先リストなどの情報の相互提供
  - ・郵便局ネットワークを活用した広報活動など
- ▷問い合わせ 庶務係（☎223・3572）

## 無事故・無違反の 優良運転者を表彰します

▽対象 折尾交通安全協会会員で、5年以上または10年以上継続して無事故・無違反の人

※過去に同種の表彰を受けている人は除きます。

▽申請に必要なもの 申請書、運転免許証（表・裏）と会員証の

写し、無事故・無違反証明書

※申請書類は折尾警察署・交通安全協会窓口にあります。

※無事故・無違反証明書の発行には日数がかかります。早めに申請してください。

▽申し込み 3月1日（金）～31日（日）

に、折尾交通安全協会（☎60

1・1818）へ



## みんなのねんきん

### お得な国民年金保険料前納割引制度

国民年金保険料の口座振替には、月々50円割引となる早割制度（毎月末日に保険料を振り替え）や割引額の多い前納制度（6カ月・1年・2年前納）など、お得に保険料を納付できる振替方法があります。

▷申込方法 本人確認書類または基礎年金番号が分かるもの、通帳、金融機関届出印を持参し、八幡年金事務所または保険年金係で手続きをしてください。

▷問い合わせ 八幡年金事務所（☎631・7962）  
保険年金係（☎223・3532）



# 電力・ガス・食料品等高騰重点支援給付金（追加給付）の対象者に「給付のお知らせ」または「確認書」を送ります



▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 0)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計への負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯あたり7万円を給付します。

町が対象者として把握している世帯には、1月末までに「給付のお知らせ」または「確認書」を送付します。対象になると思われる人で、「給付のお知らせ」などが自宅に届かない人は障がい者・生活支援係まで連絡してください。

	給付のお知らせが届く人	確認書が届く人
対象	令和5年度の住民税非課税世帯で、前回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を芦屋町から受け取っている世帯で、今回の給付金の対象となっている世帯	令和5年度の住民税非課税世帯のうち、前回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を芦屋町から受け取っていない世帯、または、世帯主などの変更があった世帯
手続き	「給付のお知らせ」を1月末までに送付しますので、内容を確認してください。原則として、前回振り込みを行った口座に支給しますので、手続きは不要です。	「確認書」を1月末までに送付します。必要事項を記入して、添付書類と一緒に、「確認書」に記載している期限までに、同封している返信用封筒で障がい者・生活支援係に返送してください。
注意事項	給付金の振込先の変更を希望する場合は、「給付のお知らせ」に記載している期限までに、「口座登録等の届出書」を同封している返信用封筒で障がい者・生活支援係に返送してください。	次の世帯には「確認書」が送付されない場合がありますので、申請が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した人がいる</li> <li>・世帯の中に確定申告または令和5年度住民税申告をしていない人がいる</li> </ul>

広告

うちの子「結婚」しないのかしら?  
 独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎ 093-967-0555

結婚相談所 ムスベル

広告

おかげさまで  
 60周年を迎えました。

More Happier!

MountainHouse 山元建設株式会社

〒807-0111 芦屋町白浜町 1-4 TEL 093-223-1006



# お知らせ

## 要介護認定で障害者控除が適用される場合があります

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から控除することができます。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の認定を受けている人のうち、状態によって障害者控除の対象になることがあります。次の対象に該当すると思われる人は、税の申告を行う前に申請が必要です。

なお、すでに身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳により控除が受けられます。

▽対象 寝たきりや認知症などの状態で要介護認定を受けている人（要介護認定者でも一定の基準が必要です）

※申請には、所定の申請書と、場合により医師の診断書が必要です。

▽申し込み 高齢者支援係（☎223・3536）へ

※税控除額は、課税係（☎2223・3534）に問い合わせてください。

## 2月16日（金）～3月15日（金） 税の申告を役場で受け付けます

詳しくは、今号に折り込んでいる「所得税・住民税の申告が始まります」を見てください。

※①～④に該当する人は、次の日程で税理士が相談や申告を受け付けます。

- ① 事業所得がある人
- ② 農業、漁業の所得がある人
- ③ 不動産所得がある人
- ④ インボイス発行事業者の登録を受けている人

▽とき 2月21日（金）、26日（月）、27日（火）、3月5日（火）、7日（木）、8日（金）

## 「パソコンやスマートフォンでの申告書作成」

インターネットを利用できるパソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書が作成できます。国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」にアクセスし、画面案内に従って、収入金額などを入力するだけで簡単に作成できます。



確定申告書作成コーナー



国税庁ホームページ

また、自分で作成した申告書は、必要な書類を添付して税務署に直

接送付することもできます。

▽問い合わせ 課税係（☎2223・3534）

## 後期高齢者医療加入者に 医療費通知を送付します

福岡県後期高齢者医療広域連合では、健康や医療に対する認識を深めてもらうために、年3回（7月、11月、翌2月）医療費通知を発行しています。

令和5年8月～11月診療分の医療費通知の発送は、2月中旬です。被保険者本人の住所（送付先変更を行っている場合を除く）に圧着ハガキを送付します。

※通知作成日時時点で亡くなっている人の通知は送付されません。

※医療機関からの情報受け渡しのタイミングにより、本通知に掲載されていないことがあります。医療費控除の明細書として使用する場合は、領収書などを追加してください。

※郵便の事情により、手元に届くまで発送から1週間ほどかかる場合があります。

▽問い合わせ 保険年金係（☎223・3532）または、福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092-651・3111）

## ダンボールコンポスト講座

家庭から出る生ごみを減らす方法の一つとして、ダンボールコンポストの活用があります。



ダンボールの中に入れて基材と野菜くずなどの生ごみを混ぜ合わせることで、微生物が生ごみを分解し堆肥化させます。できあがった堆肥は家庭菜園などに活用できます。今回はダンボールコンポストに初めて取り組む人向けの講座を行います。

▽とき ①2月27日（火）、②3月20日（火）・午前10時から

※①②とも同じ内容です。どちらかの日程で申し込んでください。

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 循環生活研究所

▽参加費 無料

▽定員 各回15人（先着順）

▽申し込み ①2月13日（火）、②3月6日（火）までに、環境・公園係（☎223・3538）へ

※初参加の人を優先します。過去にダンボールコンポストを購入した人は、定員に空きがある場合、受講できます。

## 中央公民館講座 賢く得する健診データの読み方

医療をもっと身

近に感じていただ  
くために、産業医  
科大学による出前  
講座を行います。

今回のテーマは

「健診」。健診を受けるだけではな  
く、結果を正しく理解することは、  
生活習慣の見直しや適切な受診に  
つながります。賢く得する健診の



利用の仕方と一緒に考えてみま  
しょう。

▽とき 2月18日(日)・午前10時  
正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 産業医科大学産業医実務研  
修センター 助教 田口要人さん  
たくちようと

▽定員 60人(事前申し込み優先)

▽参加費 無料

▽申し込み 2月1日(日)から・午

前9時～午後5時に中央公民館  
(☎2222・1681)へ

※月曜日は休館です。

## 夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行  
訓練を行います。

### 【ジェット機】

▷とき 2月5日(日)・6日(月)の日没～午後9時ご  
ろ(予備日=7日(月)・8日(火))

### 【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(日)・(月)の日没～午  
後9時ごろ

※天候不良の場合、翌日以降を  
予備日として行います。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室  
(☎223-0981内線254)



## マイナンバーカードの 休日窓口を開設します



平日役場開庁時に、マイナンバーカードの申請  
や受け取りができない人のために、次の日程で休  
日窓口を開設します。

※急きょ中止になる場合は、ホー  
ムページに掲載します。

▷とき 2月17日(土)・午前8時  
30分～正午

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申  
請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮  
影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台  
帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カ  
ード、本人確認書類、住民基本台  
帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発  
行した免許証などの顔写真付き  
は1点、健康保険証などの顔写  
真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けな  
どは行いません。

▷問い合わせ 住民係(☎223-3531)



マイナンバー 休日  
窓口ホームページ



## 防災無線の訓練放送

Jアラートを活用した全国一斉の情報  
伝達訓練が行われます。訓練当日は、戸  
別受信機や防災行政無線による訓練放送  
(屋外スピーカー)が流れます。

※実際の災害と間違えないよう、注意し  
てください。

▷とき 2月9日(土)・午前11時ごろ

▷放送内容

♪ 上りチャイム音 ♪

「これは、Jアラートの  
テストです。」×3回

「こちらは、芦屋町です。」

♪ 下りチャイム音 ♪

▷問い合わせ

庶務係(☎223-3572)





# お知らせ

## やめましょう ごみの野外焼却

ごみを焼却し

た煙にはダイオキシン類が含まれ、大気汚染の原因の一つとなるため、屋外での焼却行為は禁止されています。



焼却行為により周辺住民の生活環境に悪影響を与えた場合には、町が指導を行います。また、罰金が科せられる場合があります。

最近では、自宅の庭の草木を焼却した煙が近隣住民宅に入ってくるという苦情が多発しています。軽微な焼却でも、煙やその臭いなどは周辺に広がりますので近隣の人迷惑にならないよう気を付けてください。

農業や林業などを営むためやむを得ず行うせん定枝などの焼却は例外として認められています。次のことを守ってください。

- 付近に燃えやすい物がある場所では行わない。
- 消火のための水バケツや消火器を準備する。

● 空気が乾燥し、風が強い日には行わない。

● たき火を行っている間は、絶対にその場を離れない。

● たき火が終わったらず必ず消火をする。

※たき火をする場合は、事前に消防署へ連絡してください。

▽問い合わせ 環境・公園係 (☎223・3538)

## ギャラリーあしや情報

### ① 特別展「芸術家のたまご展」

芦屋町内小中学校と、北筑豊地区中学校文化連盟の児童・生徒の作品、福岡県小学校児童画作品展入賞作品を展示します。授業や部活動などで作品が一堂に集まる、年に一度の機会です。



▽とき 2月10日(土)～25日(日)・午前9時～午後5時

※最終日は午後3時まで

▽ところ 中央公民館3階

※月曜日は休館です。ただし、12日(日)は開館しています。

### ② ワークショップ「折り紙講座」

折り紙を折って一つの作品を作る

## 3月7日(木)からNHK放送受信料の補助申請受け付けを開始します

▷問い合わせ 庶務係 (☎223-3572)

町内でNHK放送受信契約を行っていて、令和5年度分(5年4月～6年3月分)の受信料を支払った人(世帯または事業所)のうち、防衛省からの半額助成を受けていない人に地上契約分の半額相当の額を補助します。(対象世帯には3月初旬に申請書を送付する予定です。)

申請手続きには必ず「対象期間のNHK放送受信料の領収証」が必要です。領収証がない場合は、再発行を、NHKに直接依頼してください。



町ホームページ

### 領収証の再発行方法

NHKに電話をして領収証の再発行を依頼します



電話で「令和5年4月から令和6年3月までの領収証の再発行をお願いします」と伝えるとスムーズです



NHKから郵送で領収証(支払証明書)が届きます

※3月ごろは、NHKの電話窓口が大変混み合うので、早めの準備をお願いします。

▷領収証の発行・受信料に関する問い合わせ(支払い方法により問い合わせ先が異なります)

支払い方法	問い合わせ先	電話番号
・口座振替払い	NHK ふれあいセンター	☎0570-077-077 または ☎050-3786-5003 午前9時～午後6時(土日祝日も受け付け)
・クレジットカード払い ・団体一括払い ・継続振込用紙払い ・その他の支払い	NHK 北九州局 経営管理企画センター	☎591-5020 午前10時～午後5時(平日のみ)

芦屋町人権・同和教育研究協議会  
▷問い合わせ 社会教育係  
(☎223-3546)



## 男も女も関係ない 芦屋東小学校6年 松本 優笑

私は、もう少しで中学生になります。中学生になると制服を着て中学校に行くことになるので、最近は両親や友だちと制服の話をして。でも私は、制服のスカートをはくのがとてもいやです。私はふだん着ている服もスカートはまったくはくことがありません。両親は「中学は女子生徒でもズボンをはけたらいいね」と言ってくれましたが、友だちには「女の子なんだから、制服のスカートくらい気にしないでいいでしょ」と言われます。

私は別に女の子がスカートをいやがったり、男の子がスカートをはいたりして、自由に自分の身だしなみを整えるのはだめなことではないと思います。

どうしてかというと、自分の好きなかみがたや服装に男も女も関係ないと思うからです。でもまわりの人たちはそんなことも考えずに、「男の子なんだからあれしろ」、「女の子ならこれくらいできてあたり前」などの男女差別をしてしまっている人が多くいます。その原因は多くの方が女の子はスカートをはくのがあたり前、男の子はかみをのばさないのがあたり前と思いをこみをしてしまっているからだだと思います。

どうやったら多くの人の思いこみをなくして、男女差別に苦しんでいる人が、なりたい自分になることができるのか、私には分かりません。そして、思いこみをなくそうとするのはとてもむずかしいと思います。でも、男も女も関係ないと思ってくれる人が増えると多くの方は変わっていくと思います。

今の私にできることは、服装などでだれかに言われたとき、「男の子も女の子も関係ないよ」と教えて身近な人から思いこみをなくしていくことだと思います。こういう小さな行動から男女差別をなくしていきたいと思います。  
※この記事は、町内の小中学生が「人権」をテーマに書いた作文で、提出された作文の中から芦屋町人権・同和教育研究協議会が選考したものを掲載しています。

- る講座です。
- ▽とき 2月24日(土)・午後1時～3時
  - ▽ところ 中央公民館3階
  - ▽対象 小学生以上(小学3年生以下は保護者同伴)
  - ▽定員 15人(事前申し込み先着順)
  - ▽参加費 100円(材料代)
  - ▽申し込み 1月31日(金)～2月22日(金)・午前9時～午後5時に、中央公民館(☎222-1681)へ
- ※月曜日は休館です。
- 【共通項目】  
▽問い合わせ 中央公民館(☎222-1681)

## 消費者ホットニュース

### 賃貸住宅のトラブルに備えましょう！

#### <事例1>

入居して間もなく、事情がありアパートを退去することになった。短期で解約すると2カ月分の家賃を支払わなければならないことに納得がいかない。

#### <事例2>

20年間住んだアパートを退去した際に、敷金から修繕費用を差し引いた金額では足りず、追加費用を支払うようにと言われた。長く住んだが、1人住まいであり、きれいに使ってきた。破損させた箇所もなく、立会の時にも特に指摘はされなかった。納得がいかない。



#### <アドバイス>

- 契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、記載内容を確認しましょう。特約部分は特に注意しましょう。
  - 入居時は住宅に元からの傷や汚れがないか貸主側と一緒に確認し、写真を撮りメモを残しておきましょう。
  - 入居中のトラブル(設置機器の不具合、故障、雨漏りなど)は、すぐに貸主に相談しましょう。
  - 退去清算の内容を確認し、納得できない時は貸主側に説明を求めましょう。
- ▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口  
(環境住宅課内☎223-3543)

